

供託書
(雑)



申請年月日	令和7年2月27日
供託所の表示	広島法務局三次支局

供託者の住所氏名	727-0021 庄原市三日市町406番地 津田 廣雄
被供託者の住所氏名	727-0021 庄原市三日市町309番地 高野 邦夫

供託金額	百十億千百万十円
	¥ 101266

上記供託を受理する。令和7年3月6日までに日本銀行 三次代理店 における供託金を令和7年3月6日までに納入されたい。供託所口座に納入しないときは、この決定は効力を失う。

令和7年2月27日
広島法務局三次支局
供託官 山崎聖子



1 字加入 3 字削除

法令条項	民法第494条第1項 令和6年度金第147号
------	------------------------

供託の原因たる事実

供託者は、被供託者に対し庄原地を裁判所寄附金(ハ)第16号寄附金請求事件の令和6年9月24日確定判決に基づき、元金10万円及び元金に対する令和6年9月24日から提供日までの年3パーセントの割合による遅延損害金の支払債務を負っており、令和7年2月25日、支払場所である被供託者住所所在地において、元金100,000円と同日までの遅延損害金1,266円、合計金101,266円を現貨に提供し、その受領と拒否されたので供託する。

1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権	
2. 反対給付の内容	
備考	

上記供託金の受入れを証する。



令和7年2月27日
日本銀行 三次代理店